



# 平成30年度 子ども行事助成金申込要綱

赤い羽根共同募金の地域配分事業です。

## 1. 目的

松阪市社会福祉協議会は、子どもたちが地域で安心して暮らせるようにと、児童育成に対し寄与することを目的として、共同募金配分による活動助成を行う。

## 2. 助成対象行事

子どもを中心にした、自治会・子ども会・親子会などが実施する行事(基本的にひとつの行事)であること。

## 3. 助成の対象期間

平成30年7月～平成31年3月の間に、子どもを中心にした行事を予定していること。

## 4. 助成対象経費（行事を実施するのに必要な経費）

- (1) 助成の対象となる経費(助成金申請している会宛ての領収書が発行されていること)の補充であること。
- (2) その他、児童の育成に必要と認める事項。

## 5. 助成額

- (1) 限度額は30,000円（1子ども会につき10,000円（均等割）＋子ども数×300円）とする。ただし助成の限度額は、共同募金配分行事助成事業予算の範囲内となるため、状況に応じて変更する場合がある。
- (2) 助成額決定後に転入転出等で助成対象となる子どもの人数に変更があった場合であっても助成額の変更は行わない。

## 6. 助成に係る審査基準

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であること。  
(子どもと地域の人との交流を行う内容が盛り込まれている行事であること)。
- (2) 助成金の使途が適正であること。
- (3) 行事の実施に必要な経費に申請団体の自己資金（自治会費からの補助を含む）を充てていること。  
(目安として助成金額の1割程度)
- (4) その他、助成の目的を有効に達成できる見込みであること。
- (5) 助成決定後に実施する行事であること。

## 7. 助成金申請

交付申請者は以下の必要書類を記入の上、持参または郵送にて申請を行う。

### (1) 必要書類

平成30年度子ども行事助成金申込書（持参の場合は代表者の印鑑）

### (2) 申請先

〒515-0073 松阪市殿町 1360-16 （松阪市福社会館内）

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課

電話 0598-21-1487 FAX 0598-23-3359

### (3) 申請申込締切日

平成30年5月25日（金）（期日厳守）

## 8. 選考と決定通知の方法

松阪市社会福祉協議会において助成先及び助成金額を選考・決定する。

助成金の交付決定をした団体へ決定通知書・請求書・報告書等を6月上旬までに送付し通知する。

## 9. 助成金決定後の手続き

(1) 交付申請者は以下の必要書類を記入の上、助成金を請求する。

① 請求書

② 通帳の写し（振込先の口座番号と名義が記載されているページ）

(2) 請求書提出締切日

平成30年6月21日（木）（期日厳守）

(3) 助成金の交付予定日

平成30年7月17日（火）頃

## 10. 事業の報告

交付を受けた申請者は、事業終了後1か月以内に速やかに報告書を記入し、必要書類を添えて提出すること。

## 11. 助成金の返還および行事内容の変更

(1) 助成を受けた会が、災害その他特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。

① 助成対象である事業を実施しない、または実施する意思が認められないとき

② 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき

③ 助成金を目的外に使用したとき

(2) 行事内容が都合により変更しなければならなくなった時には、『助成金内容変更届出書』を提出し再度選考を受けなければならない。